

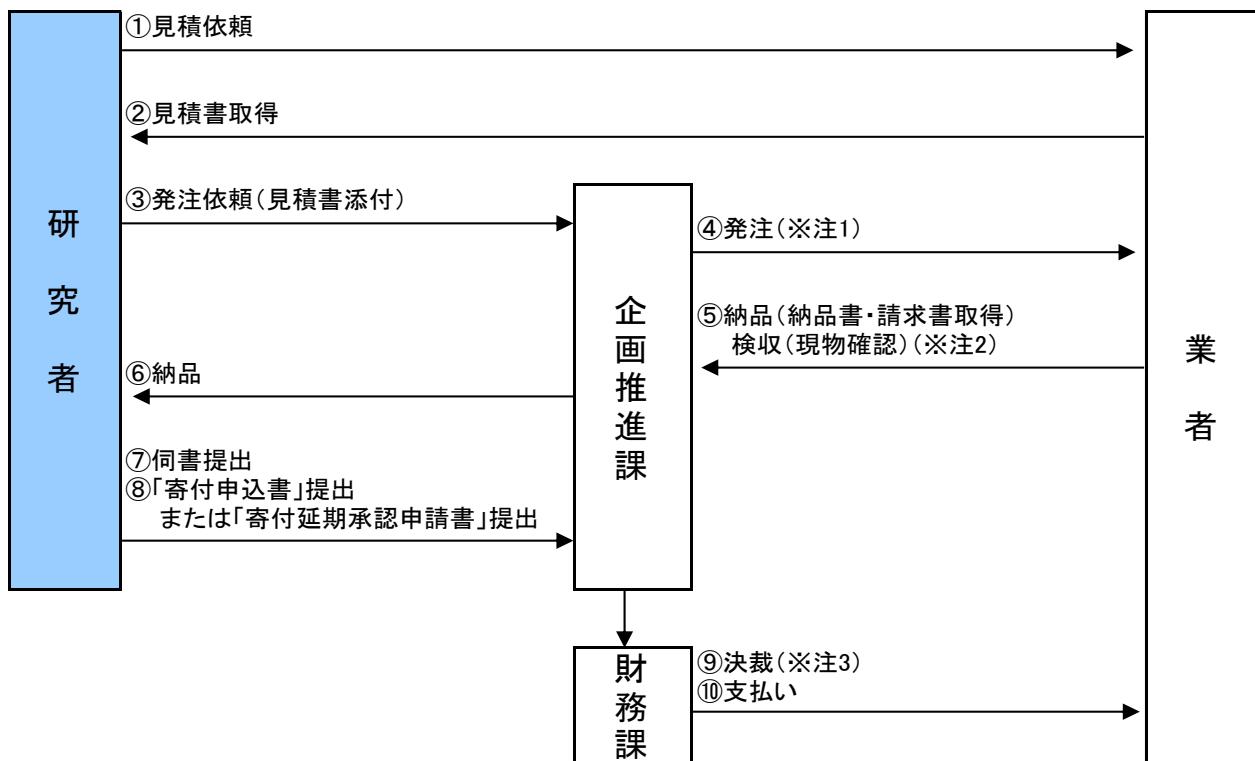




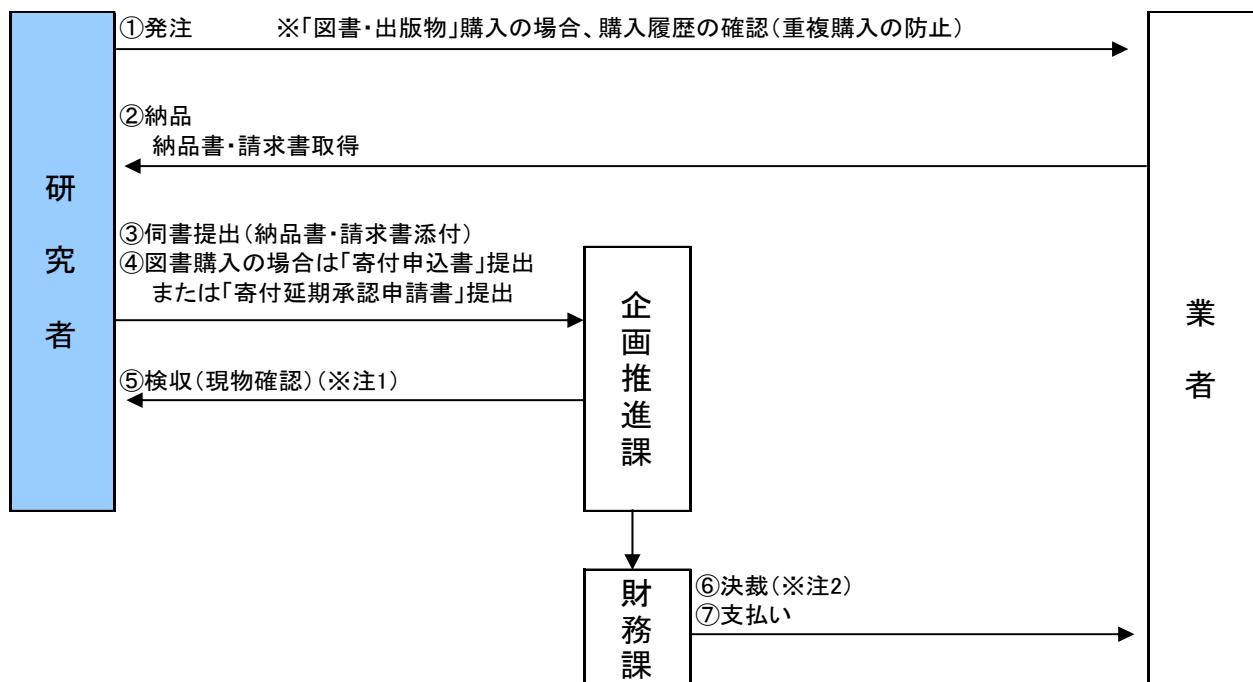


## I-1 フローチャート(手続きの流れ)

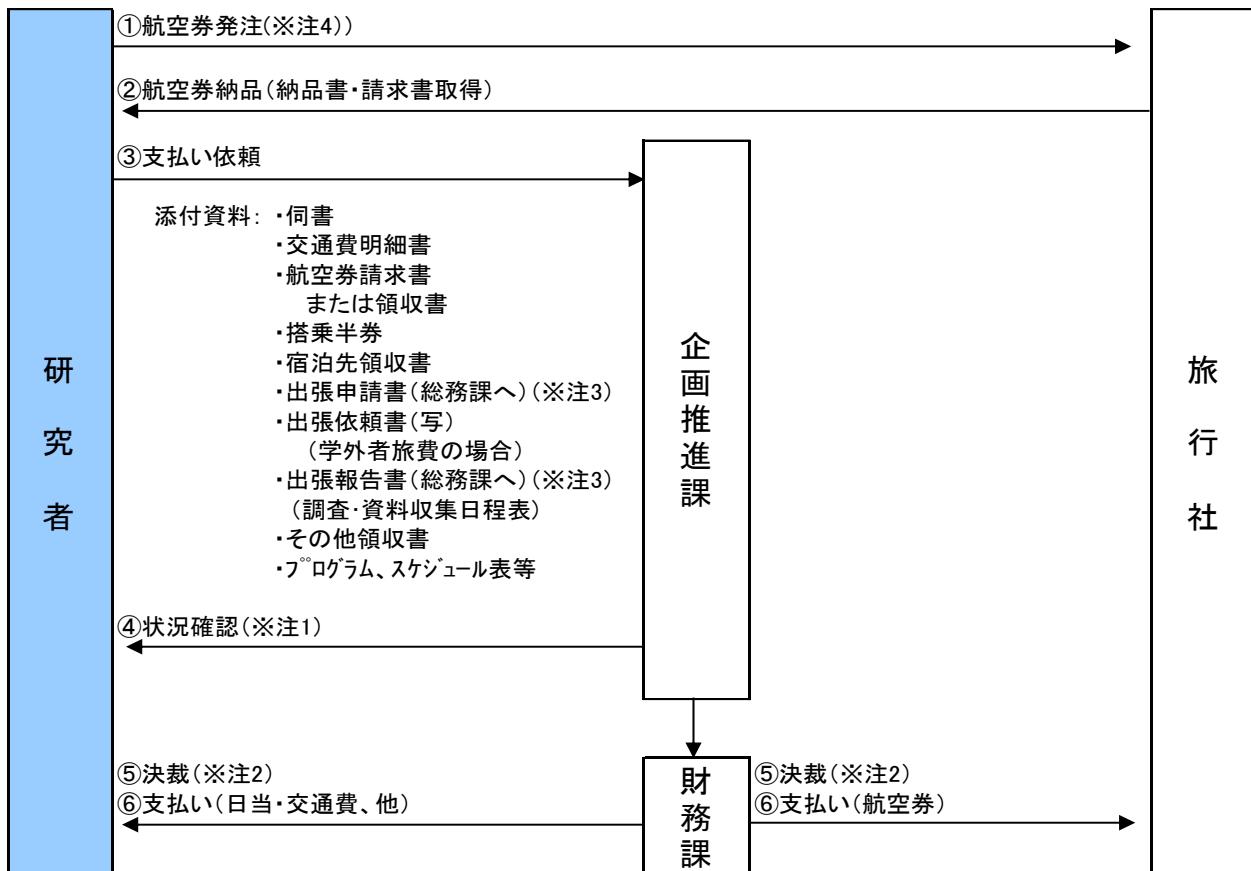
### (1) 機器備品及び用品購入に係る納品検収の流れ



### (2) 機器備品及び用品以外の物品購入に係る納品検収の流れ



### (3) 旅費に係る支払いの流れ



※注 1:添付資料を確認後、必要に応じて研究者に状況確認を行う。

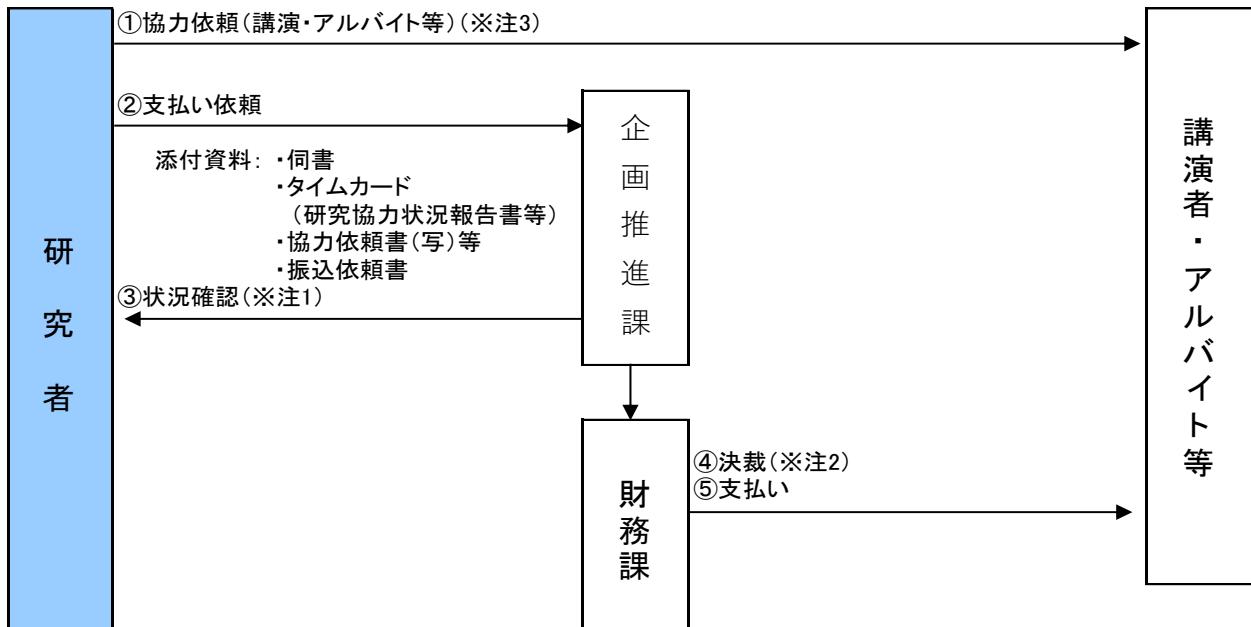
※注 2:決裁手続きの流れ

企画推進課(担当者→課長)→財務課(担当者→課長)→事務局長→学長→理事長

※注 3:財務課は、決裁済みの出張申請書及び出張報告書を伺書に添付し保管する。

※注 4:(学生等の場合)公的研究費によって旅費等の支給を受ける学生等に対して、ルールの説明を行う。

### (4) 謝金に係る支払いの流れ



※注 1:添付資料を確認後、必要に応じて研究者に状況確認を行う。

※注 2:決裁手続きの流れ

企画推進課(担当者→課長)→財務課(担当者→課長)→事務局長→学長→理事長

※注 3:(学生等の場合)公的研究費によって謝金の支給を受ける学生等に対して、ルールの説明を行う。

研究協力者を雇用する場合は、研究機関が当事者となり面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約を締結する。

## II 職務権限の明確化

### 1. 準拠等

科研費についての事務の取扱い等については、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領」、日本学術振興会「使用ルール」等に準拠するほか、学内の諸規程によるものとする。

### 2. 業務分担

科研費の事務の取扱い等を円滑に行うため、科研費に係る業務分担を次のように定める。

#### (1)企画推進課

- ① 公文書等の収受に関すること。
- ② 申請者への案内及び説明に関すること。
- ③ 申請書類等、手続きに係る一連の業務に関すること。
  - ア 申請書類等の配布及び回収
  - イ 申請資格の確認
  - ウ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施
- エ 申請書類等の取りまとめ及び記載事項の事務的な点検等
- オ 文部科学大臣又は日本学術振興会理事長の承認を要しない軽微な変更
- ④ 直接経費・間接経費の支出管理に関する事。
  - ア 納品検査
  - イ 収支簿への記載
  - ウ 支出状況の確認
  - エ 使用方法の確認
- ⑤ 実績報告書の取りまとめ及び記載事項の事務的な点検等に関する事。
- ⑥ 研究期間終了後の研究成果報告書の事務的な点検等に関する事。
- ⑦ その他運用上における説明並びに助言等に関する事。
- ⑧ 科学研究費助成事業分担金の事務に関する事。

#### (2)財務課

- ① 証憑書類の確認及び支払い手続きに関する事。
- ② 銀行業務全般に関する事。
  - ア 入出金
  - イ 通帳管理
- ③ 経理関係書類の整理及び保管に関する事。
  - ア 経理に関する書類の保管は本学院経理規程及び関連規程に準ずる。

#### (3)総務課

- ① 科研費で購入する機器備品及び用品(図書を除く。)の登録及び管理に関する事。

#### (4)図書館

- ① 科研費で購入する図書の登録及び管理に関する事。

#### (5)研究代表者

- ① 軽微な変更に関する事。
  - ア 研究代表者は、文部科学大臣又は日本学術振興会理事長の承認を要しない軽微な変更をするときは、企画推進課に報告する。
- ② 購入等の手続き及び支出伺書作成に関する事。
  - ア 研究代表者が科学研究費の支払を請求するときは、次の書類を企画推進課に提出する。
    - (i) 機器備品及び用品購入
      - a) 機器備品及び用品を購入する場合は、科学研究費助成事業支出伺書(様式B-1)を提出する。
      - b) 企画課推進課より受領後、直ちに寄付申込書(本学院様式)を提出し寄付すること。但し、研究遂行上支障が生じる場合は、寄付延期承認申請書(科研費様式C-15、F-15またはZ-15)を企画推進課に提出する。
    - (ii) 図書購入
      - a) 図書を購入したときは、科学研究費助成事業支出伺書(様式B-2)を企画推進課に提出し、納品検査を受ける。
      - b) 納品後、直ちに寄付申込書(本学院様式)を提出し寄付すること。研究遂行上支障が生じる場合は、寄付延期承認申請書(科研費様式C-15、F-15またはZ-15)を企画推進課に提出する。但し、5万円未満の図書の場合は、研究上の支障がなくなる時に寄附すること。
    - (iii) 消耗品・出版物購入
      - a) 消耗品・出版物を購入したときは、科学研究費助成事業支出伺書(様式B-1)を企画推進課へ提出し、納品検査を受ける。
    - (iv) 旅費請求
      - a) 研究用務のため出張するときは、出張前に出張申請書を総務課へ提出する。他の研究機関にある者を出張させる場合は、出張依頼書の写しを企画推進課へ提出する。
      - b) 出張終了後、出張者は速やかに科学研究費助成事業支出伺書(様式A-1、A-2)、交通費明細書を企画推進課へ、出張報告書を総務課へ提出する。
    - (v) 人件費・謝金等請求
      - a) 研究室等での研究補助等を目的として、謝金等の支払いを要するときは、科学研究費助成事業支出伺書(様式C-1)とともに、協力依頼書の写し、振込依頼書、タイムカードまたは勤務状況報告書を企画推進課へ提出する。

- b) 研究協力者の雇用に当たっては、企画推進課が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結する。
  - c) アルバイト単価および報酬額については、本学院の規程を準用する。
- (vi) その他
- a) 印刷費、通信運搬費、会議費等を請求するときには、科学研究費助成事業支出伺書(様式 D-1)を企画推進課へ提出する。

### III 関係者の意識向上

#### 沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学行動規範

教職員及び関係者は行動規範に従って行動するものとする。

1. 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
2. 公的研究費の不正使用・不正行為を行わない。
3. 公的研究費の不正使用・不正行為に加担しない。
4. 関係者に対して、公的研究費の不正使用・不正行為をさせない。
5. 公的研究費の不正使用・不正行為を黙認しない。